



# 動画で観る 台東区人権講座

～YouTube 台東区公式チャンネルで放映中～

## 山下弁護士に学ぶ **子供の権利を 守るための基礎知識**

- ✓ しつけとしての体罰って法的に許されるの？
- ✓ 子供の意見を尊重するってどういうこと？
- ✓ 権利を認めたらワガママにならないの？

2024年は「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が国連総会で採択されてから35年、そして日本がこの条約を批准（1994年）してから30年の節目の年です。この講座では、人権の視点で見た場合に、今の子供たちが何に悩み、どのような態度・行動を大人に求めているかを、司法の現場での具体的なケースを通じて紹介します。そのうえで、子供の人権を守るために、周囲の大人が知っておくべき基本的な法知識や、子育てにおけるよくある誤解について解説します。

講師

弁護士 山下 敏雅 氏  
(永野・山下・平本法律事務所)



配信期間

令和10年3月31日まで

視聴方法

YouTubeで配信

【第1部】



【第2部】



2003(平成15)年10月弁護士登録、川人法律事務所、弁護士法人東京パブリック法律事務所(公設事務所)での勤務を経て、現事務所設立。一般民事・家事事件(特に成年後見、DV事案)・刑事事件のほか

- ・ 過労死・過労自殺・労災事件(損害賠償、労災申請、行政訴訟)
- ・ 子どもの事件(少年事件・虐待事件・学校災害・未成年後見等)
- ・ 脱北者支援
- ・ LGBT・セクシュアルマイノリティ支援
- ・ HIV陽性者支援
- ・ 無戸籍問題 等に取り組んでいる。

ブログ「どうなってるんだらう？子どもの法律」